

## 令和 4 年度エゾシカの可猟区域及び期間等に係る意見

団体	賛否	賛否に係る理由等	道の見解
北海道市長会	賛成	当会では、エゾシカによる被害対策や鉛製銃弾規制の徹底についてなどの要望をあげているところであり、これらの内容が盛り込まれていることから。	引き続き、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいる。
北海道町村会	賛成	—	—
北海道農業協同組合中央会	賛成	—	—
北海道森林組合連合会	賛成	エゾシカによる林業被害は、ピーク時から比較すると減少傾向にあるが地域によっては増加傾向に転じていることから、引き続き生息個体数の適正な管理を望む。	引き続き、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいる。
一般社団法人北海道猟友会	反対	<p>○全ての狩猟期間の始期を10月22日としていただきたい。 始期とされている10月1日は、農林業などの生産活動や釣り、登山及び山菜採りなどのアウトドア活動が行われており、猟場となる山野は落葉前で見通しの悪い状態となっている。 また、道外から来道する全ての狩猟者が、それぞれの地域の実態や猟場の地理に精通しているとは限らないことから危険である。 狩猟の始期を遅くすることによって、見通しの良い猟場環境を確保し、誤射、誤認等による狩猟事故の発生要因を減らすべきである。</p> <p>○狩猟期間は、少なくとも振興局単位で統一していただきたい。 狩猟期間を細区分して適用区分が異なる地域を増やすことは、違反や事故防止の観点から避けていただきたい。</p> <p>○12月1日以降のオスジカの捕獲制限については、各地域の被害農家から捕食量の多いオスジカの捕獲要請が多いことから1日1頭の捕獲制限を2頭に緩和していただきたい。</p>	<p>(1) 狩猟期間の始期及び終期について エゾシカの生息数は増加傾向にあると考えられ、エゾシカの個体数を削減し、生息区域の拡大を抑制するためには、狩猟による捕獲の機会を最大限確保することを基本と考えているが、地域における協議経過や農業生産等の実態を踏まえ、始期及び終期の調整を行っている。 なお、狩猟事故防止の観点から、極力地域で可猟期間を統一することとしているが、地域の実情や意見調整の結果、素案のとおりとなっているところ。来期に向けて、引き続き調整を進めてまいりたい。</p> <p>(2) オスジカの捕獲制限について エゾシカの個体数を減らすためには、メスの捕獲を積極的に行うことが重要であることから、専門家の意見を踏まえて、銃猟によるオスの捕獲については「12月1日以降は、一人1日当たり1頭まで」に制限しており、一定の個体数になるまでは現行の対策を講じてまいりたい。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
一般社団法人 北海道自然保護 協会	基本的 には 賛成	<p>当協会は、エゾシカの生息数増加や生息域拡大が、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ、生物多様性や生態系の保全に対しても重大な悪影響をもたらすことから、エゾシカの生息数及び生息域の管理は北海道における喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然環境においては、各階層に対するエゾシカの影響が危惧され、ここ数年は地域的にはエゾシカの増加に翳りが見え始めたとはいえ、今後もさらに徹底した管理が必要と考えております。</p> <p>「令和4年度(2022年度)エゾシカの可猟区域及び期間等(案)」(以下では(案)という)に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、エゾシカ管理においては、可猟区域及び期間以外での対策や情報分析が必要と考えるため、そのような視点から(案)について意見を申し上げます。</p> <p>(1) 以前より提言させていただいておりました、(案)の冒頭の「2. 経過(1)これまでの取組」において、農林業被害を抑制する目的に加えて、自然生態系への悪影響についても明記するという要望については、令和3年度版より「農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため」と修正され、今年度においても引き継がれていることは評価すべき点と認識しております。この目的は『北海道エゾシカ管理計画(第6期)』の目的とも合致しており、この整合性は今後も変わらず維持していただけますよう、お願い申し上げます。</p> <p>(2) 一方で、(案)に添付されているエゾシカ捕獲数や農林業被害の推移等のデータのほかに、エゾシカによる生物多様性や生態系への影響に関するデータも示していただきたいという要望については、未だに対応をいただけておりません。</p> <p>(案)の「6 その他(2) 調査研究」の「生物多様性に与える影響の発生状況を把握」という課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについて具体的に示していただきたい。これまでのモニタリングのデータ等を具体的に示すことが、エゾシカ問題の普及・啓発において多大な効果をもたらすことになると考えます。</p> <p>「2. 経過」において、これまでの取り組みの他に、農林業被害や生態系への影響を記載し、なぜこのような事業の設定が必要であり、かつ事業内容が目的に沿うものであることを道民に理解していただく「説明責任」を果たすためにも、是非ともご対応を検討いただけますよう要望いたします。</p>	<p>(1)引き続き、生物多様性の保全にも配慮しながら、エゾシカの適正管理に向けた対策を講じてまいる。</p> <p>(2)エゾシカによる生物多様性や生態系への影響については、自然保護監視員の現地調査などの中でその状況を定性的に把握しているところで、依然として各地で自然植生への影響が出ていると認識している。データの公表については、定量的な調査を行っている地方独立行政法人北海道立総合研究機構の各試験研究機関や大学、関係機関・団体等の連携を図りながら進めてまいる。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
		<p>(3) 上記(2)に関連して、国立公園や国有林地域において、生物多様性保全の視点から林野庁および環境省とも協働で調査研究を実施してデータ取得に努め、それらを公表していただくことを要望いたします。</p> <p>(4) エゾシカ個体指数のデータでは、東部地域においては減少がみられているものの、西部地域（北部地域及び中部地域）は再び微増、南部地域では急増傾向が続いているものと推察されます。西部（北部地域及び中部地域）・南部地域ではエゾシカ被害が今後さらに拡大することが予想され、可猟区の調整だけではなく、徹底した有害獣管理対策を早期に実施することを要望いたします。</p> <p>また、添付資料のエゾシカ個体数指数等、捕獲数の推移データでは、令和元年度のデータであるためにデータが西部地域としてまとめられていますが、令和4年度から西部地域を北部地域と中部地域に分割するのであれば、北部地域と中部地域に対応したデータを提示いただけるよう要望いたします。さらに、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区分ごとのデータをお示しいただけますよう要望いたします。</p> <p>(5) 東部地域とその他の地域で成果に差が出ている原因については今年度も言及はされておられません。そもそも個体数変動モデルから策定された年度ごとの捕獲目標頭数、並びに目標達成率はいかほどなのでしょう。可猟区域及び期間の設定には直接の関係は無いと思われるかもしれませんが、このようなデータを公表していただくことが、実際の管理の方向性を探るうえで重要であると考えます。加えて、エゾシカ個体数や農業等被害の推移の他に、狩猟者動向、とりわけ実際の地域ごとの出猟回数等の狩猟努力はどのように推移しているのかというような人間事象 (Human dimensions) からの検討も加える必要があると考えます。</p> <p>可猟区域と期間の設定では狩猟に制限を加えることはできますが、狩猟の強化が必要な地域へ狩猟者を誘引するためには別の方策が必要と考えます。そのためにも地域別の狩猟努力がどの程度払われているのかを把握し、必要な地域での狩猟努力の増大を図る必要があると考えます。</p>	<p>(3) 各省庁と情報共有を図りながら、より効果的な調査研究を進めてまいります。</p> <p>(4) 北海道エゾシカ管理計画（第6期）に基づき、狩猟捕獲の促進、市町村等による捕獲事業への支援、道による捕獲事業の実施など、関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた捕獲対策を進めてまいります。</p> <p>個体数指数等の資料については、今後、新しい地域区分にあわせて公表してまいります。</p> <p>(5) 毎年度公表している捕獲推進プランでは、捕獲実績が確定している最新年度の情報を当該年度の目標頭数とともに掲載している。</p> <p>また、エゾシカの捕獲場所の選定に資するよう、5km区画毎の捕獲数や狩猟努力量、目撃数、などの情報を地図上で確認できる「エゾシカ狩猟情報マップ」を道総研ホームページにて公表しているところ。</p>

団体	賛否	意見の概要	道の見解
		<p>(6) 上記(4)(5)に関連して、(案)「5 捕獲数制限」における「メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。」という制限の効果が期待されるようですが、この効果についてはどのように評価されているのでしょうか？ 昨年も指摘させていただいておりますが、この点についても明示していただきたいと考えます。</p> <p>(7) これも以前よりお願いしていることではありますが、現在のところ猟区の設定は西興部村と占冠村に限られていますが、猟区設定の効果についてはどのように考えておられるのでしょうか？ 猟区設定の効果及び今後の猟区設定の方針についても(案)の中で言及していただきたいと考えます。また、いたずらな猟区の拡大は、管理体制を弱体化させる危険性も孕むと考えますので、今後も引き続き慎重な対応をお願いいたします。</p> <p>(8) E区域(斜里町の一部)において実施されている中断期間設定については、(案)の中で「捕獲効率の向上を目的」とすることは記されていますが、これまでの実施の効果についても言及すべきと考えます。事業を継続する理由を文中に明記することによって説明責任を果たすべきと考えます。</p> <p>(9) これも以前より指摘させていただいておりますが、近年都市部や人間の生活圏内にエゾシカが侵入したというニュースをよく耳にします。野生獣類の都市部への侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)などの感染症の危険性が上昇していることが危惧されています。北海道ではまだSFTS発症患者はなく、エゾシカにおいても抗体陽性が出ていない状況ですが、マダニのSFTSウイルス保有は確認されていますので、今後は公衆衛生的観点からも都市近郊あるいは都市内におけるエゾシカ管理対策がますます重要になってくると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して、今後とも適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。</p>	<p>(6) オスジカの捕獲制限については、専門家の意見を踏まえて実施しているもので、メスジカの捕獲が進んでいる状況にあり、一定の効果をj得ていることから、個体数の削減に向けて引き続き現行の対策を講じて参りたい。</p> <p>(7) 西興部村及び占冠村に設定された猟区については、適切な管理が行われ、安全狩猟の実施が確保されていると認識している。猟区の認可については、鳥獣保護管理法第68条及び第12次北海道鳥獣保護管理事業計画に基づき対応することとしている。現状で、新たな猟区の設定にかかる要望等については把握していないが、引き続き情報収集に努めてまいる。</p> <p>(8) E区域において実施されている中断期間の設定については、地元自治体及び関係機関の意見を踏まえて設定しているところ。狩猟報告により区域内外の捕獲の比較を行っているが、標本数が少ないため検証が難しいと考えている。</p> <p>(9) ダニ媒介感染症に関しては、ホームページ等で注意喚起をしているところである。</p>